

水道法施行規則（抜粋）

（昭和32年12月14日 厚生省令第45号）

（給水装置の軽微な変更）

第13条 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第2節 指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

3 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。

第19条 法第25条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

法人にあっては、役員の氏名

指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第21条第3項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）

の交付番号

事業の範囲

（厚生労働省令で定める機械器具）

第20条 法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

金切りのこその他の管の切断用の機械器具

やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

水圧テストポンプ

（給水装置工事主任技術者の選任）

第21条 指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、前2項の選任を行うに当たっては、1の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の給水装置工事主任技術者が当該2以上の事業所の給水装置主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

第22条 法第25条の4第2項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第3によるものとする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第23条 法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水地域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（免状の交付申請）

第24条 法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第4による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）

第33条の規定により交付する合格証書の写し

（免状の様式）

第25条 法第25条の5第1項の規定により交付する免状の様式は、様式第5による。

（免状の書換え交付申請）

第26条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状の戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第6による。

（免状の再交付申請）

第27条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交

付を申請することができる。

- 2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第7による。
- 3 免状を破り、又は汚した者が第1項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。
- 4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第28条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第29条 厚生労働大臣は、法第25条の6第1項の規定による給水装置工事主任技術者試験(以下「試験」という。)を行う期日及び場所並びに受験願書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目)

第30条 試験の科目は、次のとおりとする。

公衆衛生概論
水道行政
給水装置の概要
給水装置の構造及び性能
給水装置工事法
給水装置施工管理法
給水装置計画論
給水装置工事事務論

(試験科目の一部免除)

第31条 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第32条 試験を受けようとする者は、様式第8による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣(法第25条の12第1項に規定する指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関)に提出しなければならない。

法第25条の6第2項に該当する者であることを証する書類

写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦6cm横4cmのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第9による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

(合格証書の交付)

第33条 厚生労働大臣(指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関)は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)

第34条 法第25条の7の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

法人にあっては、役員の氏名

給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

- 2 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第35条 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第11による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法律第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認

を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

次に掲げる行為を行わないこと。

- イ 令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
- ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
- イ 施主の氏名又は名称
- ロ 施行の場所
- ハ 施行完了年月日
- ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ホ 竣工図
- ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

附則（平成8年12月20日厚令第69号）

（施行期日）

第1条 この省令は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）の一部の施行の日（平成9年4月1日）から施行する。

（経過措置）

第2条 地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者（給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者であって、厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。

2 前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第8による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。

法第25条の6第2項に該当する者であることを証する書類

写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦6cm横4cmのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

附則様式第1による給水装置工事主任技術者試験全部免除申請書

前項の規定に該当する者であることを証する書類

附則（平成17年3月7日厚生労働省令第25号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成17年3月7日）から施行する。

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

様

平成 年 月 日

申 請 者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けた
いので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事 業 の 範 囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表(第18条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式 、 性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は
水道法第25条の3第1項第3号イからホまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

様

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

様

平成 年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

様

平成 年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者
廃止 休止 届出書
再開

様

平成 年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の
廃止 休止 再開 の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。